

岡山市情報共有システム試行要領（土木工事）

1. 趣旨

本要領は、岡山市（以下、「本市」という。）が発注する土木工事における情報共有システムの試行に関し、必要な事項を定めるものである。

2. 目的

本市が発注する公共工事において、情報共有システムを活用することで受発注者間のコミュニケーションの円滑化及び工事関係書類の整理作業の軽減を図り、業務の効率化、及び生産性の向上を図ることを目的とする。

3. 用語の定義

（1）情報共有システム

公共事業において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することにより業務効率化を実現するシステム。

（2）工事関係書類

工事関係書類とは、岡山市土木共通仕様書や各工事の現場説明書、その他本市基準等に基づき作成される、工事の施工に伴い必要となる書類全般を指す。

4. 対象工事

対象工事は、本市が発注する全ての工事において当初設計金額が1億5,000万円以上の土木工事のうち、発注者が指定したものとする。ただし、受注者から別添「情報共有システム利用不可理由書」が提出され、発注者との協議により、その理由が適切であると認められる場合は、当該工事の対象外とする。

5. 情報共有システム

（1）機能要件

試行で利用する情報共有システムは、国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件対応状況一覧表」の最新版に掲載されたシステム会社一覧から受注者で選定し、その後、発注者を含め協議の上、決定する。

（2）契約

発注者及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者との契約は、受注者が行うものとする。

（3）情報共有システムの利用に係る費用

情報共有システム利用に係る費用については、現行の積算基準の共通仮設費の率計上分（技術管理費）に含まれており、受注者が負担するものとする。

6. 工事完成図書の検査及び工事検査

（1）検査方法

原則、電子成果品については電子検査、紙成果品については紙検査とする。
なお、実地検査は準備した紙による検査とする。

(2) データの提出

受注者は、各種検査を受ける際は、事前に検査時に必要な電子成果品を電子媒体（CD-R、DVD-R等）により発注者へ提出する。提出部数は1部とする。

なお、検査員から紙提出を求められた場合は、紙で提出をおこなうこと。

7. その他

- ・情報共有システムの利用に関しては、工事成績評定の加点は行わない。
- ・本試行要領に定めがない事項に関しては、受発注者間で協議の上、定めるものとする。

附 則

本要領は、令和7年10月1日から施行し、施行日以降に入札公告を行う工事から適用する。